

和指第11号  
平成30年4月3日  
(2018年)

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各介護保険施設  
各指定地域密着型サービス事業所  
各指定地域密着型介護予防サービス事業所  
各指定第1号事業所

開設者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

「従業者の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について (通知)

指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の運営規程に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に1度の届出に簡略化しています（「変更届出の特例」）。

つきましては、平成30年6月1日時点の状況について、次の1～4までの事項に留意の上、変更届出書の提出をお願いします。なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の廃止に伴う運営規程の変更についても「変更届出の特例」の対象とします。また、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知し、届出漏れのないようお願いします。

**1 提出期間** 平成30年6月1日(金)～平成30年6月29日(金)

**2 提出書類** (「各種申請・届出書類等様式集(ページ番号:1003147)」、「各サービスに係る付表(ページ番号:1003105)」参照)

- ① 変更届出書(各サービス種別に応じて様式が異なります。)
  - ・【別記様式第5号】(介護予防)居宅サービス、(介護予防)施設サービス用
  - ・【別記様式第2号】地域密着型サービス用
  - ・【別記様式第9号】介護予防・日常生活支援総合事業用
- ② 各サービスに係る付表
- ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(平成30年6月分)
- ④ 職員の兼務状況を確認する書類(※ 兼務先の勤務表)
- ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し(※ 原本証明必要)  
※過去に提出していただいている方については、資格証等の提出を省略できます。
- ⑥ 運営規程

**3 提出方法、提出先及び提出部数**

提出方法:和歌山市内の事業所においては持参、和歌山市外の事業所は郵送可

提出先:和歌山市指導監査課介護事業所指定班

提出部数:2部(正本、控えをご用意ください。受付後、控えを返却します。)

※郵送の場合は受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの)を同封してください。

#### 4 書類作成にあたっての留意事項

- (1) 次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
  - ・事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更（各サービス共通）
  - ・訪問介護事業所のサービス提供責任者、又は生活支援型訪問サービス事業所の訪問事業責任者の氏名及び住所の変更
  - ・居宅介護支援事業所、介護保険施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
  - ・特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更
- (2) 平成30年5月31日から7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出は必要ありません。
- (3) 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、変更届出書の提出は必要ありません。
- (4) 平成29年6月1日と平成30年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合は、変更届出書の提出は必要ありません。
- (5) (4) の場合で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の廃止に伴う運営規程の変更が必要な場合は、本通知中、『2提出書類』の①及び⑥のみを提出してください。
- (6) 平成29年6月1日以降に指定を受けた事業所においても、職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。
- (7) 資格証等の写しについては「従業者の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。
- (8) 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等を十分に確認の上、提出してください。

#### 5 平成30年8月施行予定の利用者負担割合の見直しに伴う運営規程の変更について

平成30年8月に一定以上の所得者の利用者負担割合が変更されます。それに伴い運営規程中に利用者負担額について「1割又は2割の額とする。」と記載がある場合は8月1日に運営規程を変更し、変更後10日以内に変更届を提出しなければなりませんのでご注意ください。なお、今回の届出で「負担割合証に記載のある割合に応じた額とする。」などと変更した場合は8月に運営規程の変更届を提出する必要はありません。

#### 6 変更届出の特例に係る推進員名簿の届出

各事業所において配置している「推進員（人権擁護・非常災害対策・安全管理対策）」について届出内容と変更がある場合には、指導監査課のホームページ内「各種申請・届出書類等様式集」の参考様式にある「推進員名簿」（参考様式16）も追加提出してください。推進員のみ変更があった場合は、推進員名簿を指導監査課まで提出お願いします。

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--